

第106回

定時株主総会
招集ご通知

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）にてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



日 時

2022年6月24日（金曜日）

午前10時



場 所

富山県南砺市井波1番地1

当社本店



決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）4名選任
の件

目 次

第106回定時株主総会招集ご通知	P.1
株主総会参考書類	P.5
事業報告	P.15
連結計算書類	P.37
計算書類	P.52
監査報告	P.63

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時45分まで

株主各位

富山県南砺市井波1番地1
(本社大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目2番4号)

大建工業株式会社

代表取締役
社長執行役員 **億田正則**

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページに記載のとおり、2022年6月23日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県南砺市井波1番地1 当社本店
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）に掲載させていただきます。

第106回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第106回定時株主総会につきましては、以下のとおり対応させていただきます。株主の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**株主総会当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。**
- ・株主総会会場においては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。**株主総会当日にご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。**
- ・ご来場される株主の皆様におかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液による手指の消毒、サーマルカメラによる体温チェック等の感染防止の措置にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口において、体調不良と見受けられる方等には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口付近など会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事につきましては、例年よりも円滑な進行となる方法を検討し、短縮させていただく予定でございます。
- ・**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。**

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）にてお知らせいたしますのでご確認くださいようお願い申し上げます。

事前質問受付のご案内

インターネット上の当社ウェブサイトにて事前質問受付サイトを開設しております。事前にいただきましたご意見・ご質問のうち、株主の皆様に関心が高い事項につきましては、株主総会やインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）にて、回答させていただく予定です。なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

事前質問受付サイト： **URLは株主様にのみご案内**

受付期間：2022年6月6日(月曜日)午前9時～2022年6月20日(月曜日)午後5時45分入力完了分まで

受付方法：議決権行使書用紙に記載の株主番号をご用意のうえ、上記URLまたはQRコードより事前質問受付サイトにアクセスいただき、必要事項をご入力ください。

議決権行使についてのご案内

事前の議決権行使の方法

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
※お早めのご投函をお願いいたします。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時45分入力完了分まで

当日ご出席される場合

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

印刷後

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○株式会社

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- ・賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- ・反対する場合 >> [否] の欄に○印

第3号議案

- ・全員賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> [否] の欄に○印
- ・一部の候補者を反対する場合 >> [賛] の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ移動できます。

議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- (2) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

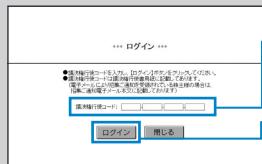
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

第1号議案 剰余金処分の件

当社の資本政策は、自己資本当期純利益率（ROE）を重視した効率的な経営に努め、株主還元の充実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図ることを基本としております。また、株主還元方針としましては、配当性向30%以上を目標とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めております。

第106期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金55円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,433,167,285円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p><u>（参考書類等のインターネット開示）</u> <u>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。 3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で協議がなされた結果、全ての取締役候補者について適任であると判断され、株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	億田正則	再任	代表取締役 社長執行役員	12/13回 (92%)
2	野村孝伸	新任	常務執行役員 国内事業統括、国内新規事業担当 東京本部長	—
3	永田武	新任	常務執行役員 海外事業統括、海外新規事業担当 北米事業部長	—
4	真木正寿	新任	—	—

候補者
番号

1

おく だ まさ のり
億 田 正 則

再任

(1950年4月25日生)

所有する当社株式の数

47,020株



取締役会出席状況

12回／13回
(92%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月	当社入社
2007年 4月	執行役員 東部住建営業統轄部長
2008年 4月	上席執行役員 住建営業統轄部長兼東部営業統轄部長
2008年 6月	取締役 上席執行役員
2009年 4月	取締役 常務執行役員 東京代表兼住建営業統轄部長
2010年 4月	住建営業本部長
2011年 6月	営業本部長兼新規開発営業部長兼東京本部長
2012年 4月	取締役 専務執行役員 東京本部長
2013年 6月	代表取締役 専務取締役 専務執行役員
2013年 10月	調達改革本部長兼東京本部長
2014年 4月	代表取締役 取締役社長 執行役員社長
2018年 6月	代表取締役 社長執行役員(現在)

取締役候補者とした理由

億田正則氏は、2014年4月に代表取締役 取締役社長 執行役員社長に就任し、当社の将来ビジョンを明確に掲げ、企業価値向上に向けた意思決定を迅速に行っております。同氏の幅広い識見により裏打ちされた経営手腕は、当社の企業価値向上に必要な不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

のむら こうしん
野村 孝伸

新任

(1961年3月23日生)

所有する当社株式の数

8,500株



取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	当社入社
2006年 4月	大建工業(寧波)有限公司部長
2011年 4月	当社住空間事業開発部長
2013年 4月	内装材事業部長
2015年 4月	執行役員 国内事業本部副本部長兼住空間事業部長
2016年 4月	国内事業本部副本部長兼新規事業開発部長
2017年 4月	上席執行役員 財務経理部長
2018年 4月	経営企画部長
2019年 4月	総合開発本部長兼IT・物流本部長
2020年 4月	常務執行役員(現在) 国内製造本部長
2021年 4月	国内製造本部長兼住機製品事業部長
2022年 4月	国内事業統括、国内新規事業担当 東京本部長(現在)

取締役候補者とした理由

野村孝伸氏は、1983年に当社に入社。主に住空間事業に関する開発・製造に従事し、海外の製造子会社におけるマネジメントも経験しております。2015年4月からは執行役員として、当社の住空間事業に関する豊富な知識・知見をもとに、国内製造部門の拡大を推進しました。現在は常務執行役員 国内事業統括担当として、国内事業の拡大を推進しております。同氏の国内事業全般に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要な不可欠であります。つきましては、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

なが た
永 田

たけし
武

新任

(1963年3月2日生)

所有する当社株式の数

8,930株



取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
2006年 1月 同社木材・建材部長代行兼木質建材課長
2009年 2月 DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED(SENIOR EXECUTIVE DIRECTOR)(クライストチャーチ駐在)
2012年 6月 伊藤忠インドネシア会社(ジャカルタ駐在)
2014年 4月 伊藤忠商事株式会社木材・建材部長代行
2014年 7月 同社木材・建材部長代行兼住生活・情報経営企画部
2015年 4月 当社海外事業本部副本部長
2017年 3月 伊藤忠商事株式会社退社
2017年 4月 当社執行役員
海外事業本部長兼海外事業企画部長
2017年 6月 ホクシン株式会社社外取締役(現在)
2019年 4月 当社上席執行役員
海外事業本部長
2020年 4月 海外事業統括本部副本部長兼MD F 事業本部長
2021年 4月 海外事業本部長兼アジア事業部長兼北米事業部長
2022年 4月 常務執行役員(現在)
海外事業統括、海外新規事業担当 北米事業部長(現在)

取締役候補者とした理由

永田 武氏は、伊藤忠商事株式会社に入社以来、主に木質素材分野に従事し、2017年4月からは当社の執行役員として、木質資源の調達・販売に関する豊富な知見をもとに海外事業の拡大を推進しました。2022年4月からは常務執行役員 海外事業統括担当として、海外事業の拡大を推進しております。同氏の海外事業全般に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要な不可欠であります。つきましては、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

ま き ま さ と し
真木 正寿

新任

(1965年1月31日生)

所有する当社株式の数

0株



取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	伊藤忠商事株式会社入社
2000年 4月	同社建設部建設第二課長
2005年 4月	同社建設部長代行
2006年 4月	同社建設第一部長代行
2009年 4月	同社建設第二部長
2011年 4月	同社中国建設・不動産グループ長(上海駐在)兼上海伊藤忠商事有限公司
2013年 4月	同社中国住生活・情報グループ長(上海駐在)兼上海伊藤忠商事有限公司
2014年 4月	同社建設・金融部門長代行
2015年 4月	同社建設・物流部門長代行
2016年 4月	同社建設・物流部門長
2019年 4月	同社執行役員(現在) 同社建設・不動産部門長
2022年 4月	同社住生活カンパニープレジデント(現在)

取締役候補者とした理由

真木正寿氏は、伊藤忠商事株式会社に入社以来、主に建設・不動産部門に従事し、海外においても同分野の専門家として幅広く実務を経験されております。同氏の木材・建材、不動産開発及び物流に関する豊富な知見は、当社の持続可能な資源を活用した建材の調達及び販売拡大に必要不可欠であります。つきましては、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、真木正寿氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が行った行為に起因して当該被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金が填補されることとなります。なお、填補する額について限度額を設けることにより、当該取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考

取締役会の構成及び取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び取締役の専門性と経験分野の分布は以下のとおりであります。

主な専門性・経験の項目としては、公正で透明性の高い経営を実践するうえで中核的なスキルと考える企業経営、ESG、財務・会計、リスクマネジメント、コンプライアンス等に加え、国内を事業基盤とする建築資材のメーカーとして重要度の高い国内事業戦略・DXや、ものづくりの最前線となる工場での製造技術、中長期の競争力強化の源泉となる研究開発に関するスキルを設定しております。また、長期ビジョンで掲げる経営戦略の実現のために特に重要度の高い項目として、海外市場での強化に向けたグローバル事業戦略・DXの項目も設定しております。

氏名		会社における地位	主な専門性・経験					
			企業経営・ESG	財務・会計	リスクマネジメント・コンプライアンス・法務	国内事業戦略・DX	グローバル事業戦略・DX	製造技術・研究開発
億田	正則	代表取締役 社長執行役員	●	●	●	●	●	●
野村	孝伸	代表取締役 常務執行役員	●	●	●	●	●	●
永田	武	取締役 常務執行役員	●			●	●	●
真木	正寿	取締役	●			●	●	
相原	隆	取締役 (常勤監査等委員)	●		●			
照林	尚志	取締役 (常勤監査等委員)	●	●		●		
石崎	信吾	社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	●	●	●			
浅見	裕子	社外 独立 社外取締役 (監査等委員)		●	●			
向原	潔	社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	●	●		●		

(注) 1. 2022年6月24日開催の取締役会において、億田正則及び野村孝伸の両氏は代表取締役に選定され、それぞれ就任する予定であります。

2. 監査等委員である取締役（相原 隆、照林尚志、石崎信吾、浅見裕子及び向原 潔の5氏）は、取締役候補者ではありませんが、参考として表示しております。

ご参考 社外取締役の「独立性判断基準」

社外取締役が独立性を有すると判断するに当たっては、当社が定める以下の要件を満たす者としております。なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～6については現在及び過去5年間と定めております。

1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、併せて取締役等という。）でないこと。

2. 議決権保有関係者

I. 当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその取締役等でないこと。

II. 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者

I. 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高または仕入高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。

II. 当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。

III. 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。

4. 専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

I. 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員でないこと。

II. 公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

5. 寄付先

当社から、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者でないこと。

6. その他

I. 上記1～5に掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等以内の親族でないこと。

II. 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。

以上

1 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いたものの、ワクチン接種の普及に伴う重症化リスクの低減などにより、持ち直しの動きがみられました。海外経済につきましては、米国を中心に回復が進んだ一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に、地政学リスクの増大に伴う資源価格の高騰やサプライチェーンの混乱などが加わり、年度後半にかけて不確実性が急激に高まる状況となりました。

国内市場におきましては、石化製品や木質原料などの原材料価格やエネルギーコスト、海運コストなどが上昇する厳しい状況が続く一方、外出自粛や在宅勤務の浸透により、自宅で過ごす時間が増え、より快適な住環境を求める消費者ニーズが高まり、新築住宅市場、リフォーム市場向けの需要が堅調に推移しました。公共・商業建築分野におきましては、商業施設・宿泊施設の工事減少の影響が続いたものの、当社独自素材「ダイライト」を基材として活用した不燃製品やオフィス等の音環境を改善する製品の採用が広がりました。また、これら堅調な需要による想定を上回る受注増に、世界的な海上輸送の混乱に伴う原材料の入荷遅れが重なり、第4四半期連結会計期間に建材事業の一部製品で納期遅延が発生し、受注を制限せざるを得ない状況となりました。

海外市場におきましては、国内同様に各種コストアップによる影響が続く中、米国を中心とした経済回復による家具・建材用途での需要増や南洋材合板の調達難に伴う代替需要増により、MDFに対する引き合いが強まる状況となりました。米国では、住宅需要の好調さが継続するとともに、木造住宅の構造材として使用されるLVLの販売価格に影響を与える木材製品の市況価格も高水準で推移しました。

このような経営環境の中、当社グループは、中期経営計画『GP25 2nd Stage』(2019-2021年度)の最終年度にあたり、基本方針として掲げる「事業(市場)ポートフォリオの見直し」を着実に推し進めるべく、国内市場では、公共・商業建築分野に対しましては、抗ウイルス、不燃、吸音・防音などの機能製品の提案を進めるとともに、今年度新たに参画した他社共創型のコンソーシアムにおきまして、より快適なオフィス空間の提案力強化に向けた取り組みを進めました。住宅リフォーム市場に対しましては、在宅勤務時のワークスペースを確保する製品や工期短縮につながる製品の提案に加え、首都圏で手掛けるマンションリノベーションの拡大を図りました。

海外市場では、MDFの収益性改善に向けた構造改革を推進するとともに、上記のコストアップに対しまして、自助努力で吸収しきれない部分につきましては、売価への転嫁を進めました。また、住宅市場の好調が続く米国におきましては、グループ間連携強化によるLVLの安定供給や防腐LVL、高強度LVLなどの高付加価値製品の販売強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

(連結業績)

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減額	増減率
売上高	199,210	223,377	24,167	12.1%
営業利益	8,779	17,361	8,582	97.8%
経常利益	9,935	18,725	8,790	88.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	5,620	7,872	2,252	40.1%

売上高につきましては、前期末に国内MDF販売子会社を売却したことに伴う減少や第4四半期連結会計期間における建材事業の一部製品の納期遅延・受注制限による販売減の影響はありましたものの、海外市場でのMDFやLVLの販売増に円安効果も加わり、増収となりました。

利益につきましては、米国でのLVLの販売価格が高水準で推移したこと、また、原材料等のコストアップに対しまして、合理化・コストダウンや売価への転嫁を進めたことにより増益となりました。

なお、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、いずれも過去最高となりました。

事業別の状況

(素材事業)

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減額	増減率
売上高	80,692	100,177	19,484	24.1%
営業利益	3,732	12,958	9,225	247.2%

素材事業につきましては、売上高は、前期末に国内MDF販売子会社を売却したことに伴う減少はありましたものの、海外市場でのMDFや米国住宅市場でのLVLの販売増、国内の新築住宅市場、リフォーム市場向けの畳用資材の販売増、公共・商業建築分野向けのダイライトの販売増などにより、増収となりました。

利益につきましては、上記の増収効果に加え、原材料価格や海運コストの上昇に対し、合理化・コストダウンや売価への転嫁を進めたこと、また、米国における好調な住宅需要を背景に木材製品の市況価格が高水準で推移したことや、防腐LVLや高強度LVLといった高付加価値製品の拡販に努めたことなどにより、増益となりました。

(建材事業)

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減額	増減率
売上高	88,697	91,907	3,210	3.6%
営業利益	4,076	2,680	△1,396	△34.3%

建材事業につきましては、売上高は、第4四半期連結会計期間におけるドア・床材の納期遅延・受注制限による販売減の影響はありましたものの、第3四半期連結累計期間の新築住宅市場、リフォーム市場、公共・商業建築分野向けの床材・ドア・音響製品の販売増などにより、増収となりました。

利益につきましては、合板等の原材料価格の上昇に対し、合理化・コストダウンや売価への転嫁を進めたものの、納期遅延・受注制限による第4四半期連結会計期間の減収影響も重なったため、吸収するには至らず、減益となりました。

(エンジニアリング事業)

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減額	増減率
売上高	20,542	20,264	△278	△1.4%
営業利益	508	952	444	87.5%

エンジニアリング事業につきましては、オフィスビル等の内装工事の減少などにより減収となりましたものの、首都圏で手掛けるマンションリノベーションが好調に推移したことなどにより、収益性が高まり、増益となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

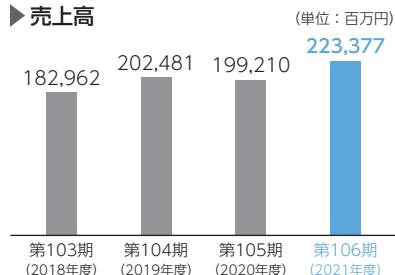
当連結会計年度における設備投資につきましては、維持更新及び生産性向上を中心に2,864百万円実施しました。設備投資の所要資金は主に自己資金を充当しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

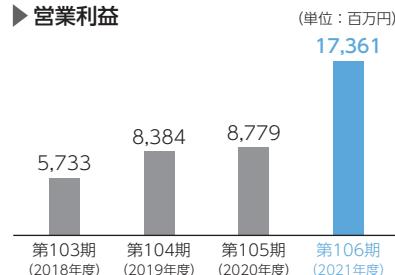
	第103期 (2018年度)	第104期 (2019年度)	第105期 (2020年度)	第106期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高 (百万円)	182,962	202,481	199,210	223,377
営業利益 (百万円)	5,733	8,384	8,779	17,361
経常利益 (百万円)	6,838	9,108	9,935	18,725
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,402	5,447	5,620	7,872
1株当たり当期純利益	174円55銭	209円32銭	215円83銭	302円18銭
自己資本当期純利益率(ROE)	7.8%	9.5%	9.1%	10.9%
総資産 (百万円)	160,158	170,638	172,553	183,391
純資産 (百万円)	61,741	62,975	76,771	90,563
1株当たり純資産額	2,264円10銭	2,142円99銭	2,612円54銭	2,935円31銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

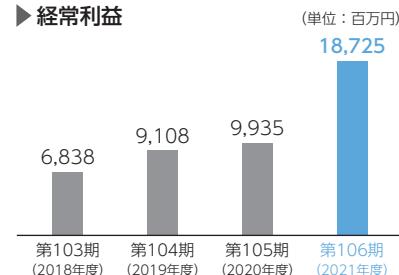
▶ 売上高



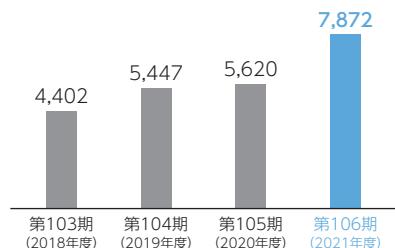
▶ 営業利益



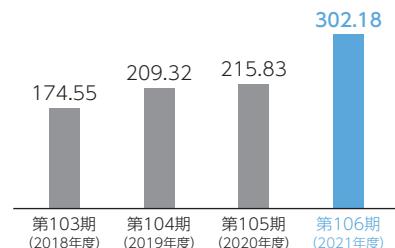
▶ 経常利益



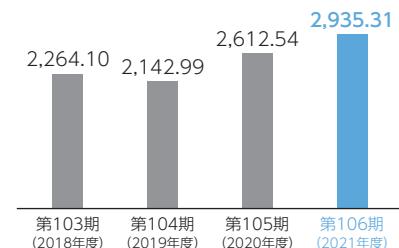
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



▶ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



▶ 1株当たり純資産額 (単位: 円)



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイフィット	30百万円	100.0%	木質内装建材製造
株式会社ダイウッド	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
セトウチ化工株式会社	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
富山住機株式会社	80百万円	100.0%	住宅機器製造
大建工業（寧波）有限公司	13百万USドル	100.0%	住宅機器製造
大建阿美昵体（上海）商貿有限公司	1百万USドル	100.0%	建材・住宅機器販売
PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA	85,000百万ルピア	70.0%	住宅機器製造
株式会社テーオーフローリング	10百万円	50.0%	木質内装建材製造、販売、工事
株式会社ダイタック	10百万円	100.0%	畳おもて製造
会津大建加工株式会社	30百万円	100.0%	畳おもて製造
DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED	147百万NZドル	100.0%	MDF製造
DAIKEN SOUTHLAND LIMITED	96百万NZドル	(100.0%)	MDF製造
DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.	60百万リンギット	75.0%	MDF製造
DAIKEN MIRI SDN.BHD.	149百万リンギット	70.0%	MDF製造
日南大建株式会社	30百万円	70.0%	LVL用単板加工
CIPA Lumber Co. Ltd.	23百万CADドル	51.0%	単板製造、販売
PACIFIC WOODTECH CORPORATION	26百万USドル	51.0%	構造用LVL及びWood I-Joist製造、販売
エコテクノ株式会社	30百万円	50.0%	木質廃材加工
ダイケンエンジニアリング株式会社	450百万円	100.0%	内装工事
鉦工業株式会社	10百万円	(100.0%)	内装工事
三恵株式会社	15百万円	(100.0%)	内装工事
ダイケンホーム&サービス株式会社	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社スマイルアップ	40百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社リフォームキュー	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社パックスシステム	10百万円	100.0%	マンションリノベーション

(注) 1. () は間接所有割合を含めた議決権比率であります。

2. ダイケンホーム&サービス株式会社については解散決議を行い、清算手続き中であります。なお、ダイケンホーム&サービス株式会社の全事業は、2021年10月1日付で株式会社スマイルアップに譲渡しております。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、地政学リスクの増大に伴う資源価格の高騰やサプライチェーンの混乱、金融資本市場の変動など、極めて不確実性の高い状況が続くことが見込まれています。特に石化製品や木質原料などの原材料価格、エネルギーコスト、海運コストの高騰が想定されていることから、より一層の合理化・コストダウンに努めるとともに、自助努力で吸収しきれない部分につきましては、売価への転嫁を進めてまいります。

国内市場におきましては、衛生対策や音環境の向上などコロナ禍のニューノーマルに対応した新製品投入やTOTO(株)、YKK AP(株)との3社アライアンスによるオンライン大規模フェアの開催などにより、提案力の強化を図ってまいります。

海外市場におきましては、世界的に木材製品の需給が引き締まる中、家具・建材用途での需要増や南洋材合板の調達難に伴う代替需要増により、MDFに対する引き合いが強まっています。これらの状況に対しまして、グループ4工場での収益性向上に向けた事業構造改革の推進に努めてまいります。

また、米国におきましては、中長期的には人口増やストック住宅の不足を背景とした底堅い住宅需要が見込まれるものの、物価上昇や金利上昇による需要への影響が懸念されるとともに、木材製品の市況価格が調整局面に入ることが想定されます。これらの状況に対し、グループ連携強化によるLVLの安定供給と高付加価値製品の拡販に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

素 材 事 業	インシュレーションボード、ダイロートン、ダイライト、MDF、畳おもて、LVL等の製造販売
建 材 事 業	内装建材及び住宅機器等の製造販売
エンジニアリング事業	ビル・マンション・店舗・文教施設等の内装工事、住宅のリフォーム工事及びマンションリノベーション

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本 社 大 阪 事 務 所	大阪市北区中之島三丁目2番4号
東 京 事 務 所	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
支 店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、首都圏第一支店（東京都千代田区）、首都圏第二支店（さいたま市）、首都圏住設支店（東京都千代田区）、信越支店（新潟市）、中京支店（名古屋市）、北陸支店（金沢市）、近畿支店（大阪市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、シンガポール支店
工 場	三重工場（津市）、井波工場（富山県砺波市）、岡山工場（岡山市）、高萩工場（茨城県高萩市）
子 会 社 （ 国 内 ）	株式会社ダイフィット（鳥取県倉吉市）、株式会社ダイウッド（三重県伊賀市）、セトウチ化工株式会社（岡山市）、富山住機株式会社（富山県砺波市）、株式会社テーオーフローリング（東京都練馬区）、株式会社ダイタック（岡山市）、会津大建加工株式会社（福島県会津若松市）、日南大建株式会社（鳥取県日野郡日南町）、エコテクノ株式会社（東京都千代田区）、ダイケンエンジニアリング株式会社（大阪市）、鉱工業株式会社（東京都千代田区）、三恵株式会社（大阪府東大阪市）、株式会社スマイルアップ（大阪市）、株式会社リフォームキュー（東京都品川区）、株式会社パックスシステム（東京都品川区）
子 会 社 （ 海 外 ）	大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SOUTHLAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）、CIPA Lumber Co.Ltd.（カナダ）、PACIFIC WOODTECH CORPORATION（米国）

(注) ダイケンホーム&サービス株式会社については解散決議を行い、清算手続き中のため、除外しております。なお、ダイケンホーム&サービス株式会社の全事業は、2021年10月1日付で株式会社スマイルアップに譲渡しております。

(7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,965名	113名 増

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,259百万円
農林中央金庫	4,342
三井住友信託銀行株式会社	1,684

(注) 借入額には、私募債を含めて記載しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 79,643,600株
- ② 発行済株式の総数 27,080,043株
- ③ 株主数 4,490名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	9,475,300株	36.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,253,800	8.6
株式会社三井住友銀行	986,980	3.8
住友生命保険相互会社	931,200	3.6
大建工業取引先持株会	824,600	3.2
大建工業従業員持株会	729,539	2.8
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	614,400	2.4
日本生命保険相互会社	545,669	2.1
農林中央金庫	463,667	1.8
株式会社ジュテック	376,390	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,022,456株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	4,010株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26ページ「2(2)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	億田正則	社長執行役員
代表取締役	加藤智明	専務執行役員 本社統括、海外事業統括、危機管理、情報管理、I R、R & D、情報渉外担当
代表取締役	播磨哲男	専務執行役員 国内事業統括担当 東京本部長
取締役	関野博司	伊藤忠商事株式会社建設・不動産部門長補佐、伊藤忠建材株式会社取締役
取締役 (常勤監査等委員)	相原隆	
取締役 (常勤監査等委員)	照林尚志	
取締役 (監査等委員)	石崎信吾	SI.Management株式会社代表取締役社長、朝日放送グループホールディングス株式会社顧問
取締役 (監査等委員)	浅見裕子	学習院大学経済学部教授、学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授、金融庁 公認会計士・監査審査会委員、財務会計基準機構 基準諮問会議委員、日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員、国税庁 税理士試験委員、国立大学法人茨城大学監事
取締役 (監査等委員)	向原潔	株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザー

- (注) 1. 当社は、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）石崎信吾、取締役（監査等委員）浅見裕子及び取締役（監査等委員）向原 潔の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（常勤監査等委員）照林尚志氏は、過去に当社の財務経理部門において、業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）石崎信吾氏は、過去に長年にわたり証券会社の投資銀行業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）浅見裕子氏は、経済学部教授として企業会計を専門とし、財務省、金融庁等の委員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）向原 潔氏は、過去に長年にわたり金融機関の経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 上記以外に取締役を兼務しない執行役員が10名おります。
8. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役相原 隆及び取締役照林尚志の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。

9. 当社は、取締役（監査等委員）石崎信吾、取締役（監査等委員）浅見裕子及び取締役（監査等委員）向原 潔の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
10. 2022年4月1日付で次のとおり担当及び重要な兼職の状況が変更になっております。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	加 藤 智 明	北米事業担当
代 表 取 締 役	播 磨 哲 男	副社長執行役員 本社統括、危機管理、情報管理、I R、情報渉外担当
取 締 役	関 野 博 司	伊藤忠建材株式会社代表取締役社長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（関野博司、相原 隆、照林尚志、石崎信吾、浅見裕子及び向原 潔の6氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
相 原 隆	2021年6月25日	任期満了	代表取締役 専務執行役員 本社統括、危機管理担当
水 野 浩 児	2021年6月25日	任期満了	社外取締役 追手門学院大学経営学部長兼経営学部教授、追手門学院大学大学院経営・経済研究科教授、北おおさか信用金庫非常勤理事
古 部 清	2021年6月25日	任期満了	社外取締役
石 崎 信 吾	2021年6月25日	任期満了	社外取締役 SI.Management株式会社代表取締役社長、朝日放送グループホールディングス株式会社顧問
照 林 尚 志	2021年6月25日	任期満了	常勤監査役
冬 木 敏 夫	2021年6月25日	任期満了	常勤監査役

浅見裕子	2021年6月25日	任期満了	社外監査役 学習院大学経済学部教授、学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授、金融庁公認会計士・監査審査会委員、財務会計基準機構基準諮問会議委員、日本学術振興会科学研究費委員会専門委員、国税庁税理士試験委員、国立大学法人茨城大学監事
向原 潔	2021年6月25日	任期満了	社外監査役 株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザー

(注) 2021年6月25日付で監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役相原 隆、社外取締役石崎信吾、常勤監査役照林尚志、社外監査役浅見裕子及び社外監査役向原 潔の各氏は任期満了により退任し、同日付で監査等委員である取締役就任しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

1. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	205 (5)	103 (5)	92 (-)	8 (-)	8 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	69 (33)	69 (33)	- (-)	- (-)	5 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	12 (2)	12 (2)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	288 (42)	186 (42)	92 (-)	8 (-)	17 (8)

(注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名 (うち社外取締役3名) 及び監査役4名 (うち社外監査役2名) に支給した報酬等を含んでおります。なお、当社は、2021年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益及び営業利益を採用しており、その目標は、決算短信にて発表している通期連結業績予想であります。実績につきましては、対応する連結会計年度の当該指標の金額 (親会社株主に帰属する当期純利益5,620百万円、営業利益8,779百万円) であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益及び営業利益は、中期経営計画の経営指標であり、取締役の報酬決定指標としてふさわしいものと判断したためであります。なお、業績連動報酬等に係る指標については2021年6月25日開催の第105回定時株主総会において選任された取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する報酬より親

会社株主に帰属する当期純利益及び営業利益に変更しており、変更前の業績連動報酬等に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。

業績連動報酬等に占める「業績報酬」の総額と個別支給額は、取締役会にて決議した細則に定める計算式を用い算出しております。なお、算出した報酬額は、指名・報酬委員会（2021年6月25日に指名・報酬委員会はコーポレートガバナンス委員会と統合し、ガバナンス委員会となりました。）において審議、勧告し、その結果を踏まえて決定しております。

3. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、年額30百万円以内の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、48,000株を上限とし、譲渡制限付株式の割当てを受けております。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定しております。また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給しております。

当事業年度における交付状況は「2 (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において月額35百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は0名）です。監査役の金銭報酬額は、2018年6月22日開催の第102回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第102回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額42百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役2名）です。

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）です。監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額108百万円以内と決議いただいております。当該定時

株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名です。

5. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の基本方針は、代表取締役会が起案し、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議、勧告を経て2017年11月7日開催の取締役会にて決定しております。その基本方針は、以下のとおりです。なお、役職ごとの報酬額は、職責や権限の範囲を総合的に勘案して決定しております。

- グループ企業理念の実践に根差した報酬制度とします。
- 長期ビジョン（GP25）及び中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な企業価値向上を動機づける報酬制度とします。
- 報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとしします。
- 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、取締役会は、上記記載の決定方針に沿った内容であることを代表取締役会から詳細に報告を受けており、その報酬等の内容が決定方針に沿うものであり相当であると判断しております。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会（代表取締役億田正則氏、代表取締役相原 隆氏、代表取締役加藤智明氏及び代表取締役播磨哲男氏）に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役会が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が行った行為に起因して当該被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金が填補されることとなります。なお、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。

⑥ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役（監査等委員）石崎信吾氏は、SI.Management株式会社代表取締役社長及び朝日放送グループホールディングス株式会社顧問であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）浅見裕子氏は、学習院大学経済学部教授、学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授、金融庁 公認会計士・監査審査会委員、財務会計基準機構 基準諮問会議委員、日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員、国税庁 税理士試験委員及び国立大学法人茨城大学監事であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）向原 潔氏は、株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザーであります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 石崎 信 吾	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。また、監査等委員会10回の全てに出席しました。主に証券会社の投資銀行業務で培った財務会計に関する豊富な知見を基に積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、また、監査等委員会においては議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、2021年6月25日就任以降はガバナンス委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役（監査等委員） 浅見 裕 子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。また、監査役会は4回の全てに出席し、監査等委員会は10回の全てに出席しました。企業会計について専門的な観点から、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会及び監査等委員会においては議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、2021年6月25日就任以降はガバナンス委員会の委員として、当事業年度中に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 向原 潔	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。また、監査役会は4回の全てに出席し、監査等委員会は10回の全てに出席しました。金融機関の経営に関する豊富な経験を基に、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会及び監査等委員会においては議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、2021年6月25日就任以降はガバナンス委員会の委員として、当事業年度中に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 当社は、2021年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。また、同日に指名・報酬委員会はコーポレートガバナンス委員会と統合し、ガバナンス委員会となりました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 仰星監査法人
 ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、PT. DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SOUTHLAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）、CIPA Lumber Co. Ltd.（カナダ）及びPACIFIC WOODTECH CORPORATION（米国）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、前事業年度の監査実績を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査日数と時間などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、見直しを行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コーポレート・ガバナンス

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ロ. 業務執行取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ハ. 業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- 二. 取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数名招聘する。
- ホ. 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査部門と連携して、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、業務執行取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

2. コンプライアンス

- イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「グループ企業理念」及びコンプライアンスに係る事項を盛り込んだ「グループ行動指針」に則り行動するものとする。また、取締役会は、「グループ行動指針」が広く浸透し、遵守されるよう努める。
 - ロ. 「リスク&コンプライアンスマネジメント委員会」（略称：RCM委員会、以下「RCM委員会」という）を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。
 - ハ. RCM委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。
- 二. 法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査等委員会に直接情報提供

を行う手段として「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。

3. 財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 「経理規程」その他の社内規程を整備するとともに、財務経理担当部門が中心となって財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を担い会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ロ. 「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。

4. 内部監査

内部監査部門は、監査等委員会の指示のもと、内部監査に関する規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に対し、その結果を報告する。なお、代表取締役 社長執行役員は、監査等委員会を通して内部監査部門に指示することができる。

また、内部監査部門は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。
2. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
3. 取締役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「RCMプログラム」を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。
2. 代表取締役を委員長とし、関係部門責任者で構成する「RCM委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。

3. 人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策BCPマニュアル」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。
 4. 与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
 5. 投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
1. 執行役員制
 - イ. 経営の執行と監督の役割分担を明確化し、迅速かつ効率的な職務執行を行うため、執行役員制度を導入する。
 - ロ. 職務の執行に関する重要事項及び会社運営の全般的執行方針について、多面的な検討を行うため、執行役員を構成員とする執行常務会を置く。
 - ハ. 執行役員は、独立社外取締役が過半数を占める「ガバナンス委員会」の事前審議を経て、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議及び「執行役員規程」その他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。
 - ニ. 執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。
 2. 職務権限・責任の明確化
適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
1. 子会社管理体制
子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等及び親会社監査等委員会に報告する。
また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。
 2. コンプライアンス
各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライ

アンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。

3. 内部監査

子会社の業務活動全般についても親会社内部監査部門による内部監査の対象とする。親会社内部監査部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を内部監査部門兼務で設置し、監査等委員会から監査業務に必要な補助の命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示命令を受けないものとする。
2. 補助使用人の異動、評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を必要とする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1. 監査等委員会は社外取締役（監査等委員）3名を含む、5名体制で構成し、監査等委員は執行常務会等の重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。

⑧ 監査等委員会へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 内部監査部門長の任命・評価・異動等については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とす

る。

2. 内部監査部門は、監査等委員会の指示のもと内部監査計画を決定し、定期的に監査等委員会に進捗報告を行い、密接な情報交換により監査の質の向上を目指す。
3. 監査等委員会と代表取締役 社長執行役員との間の定期的な意見交換の場を設定する。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議し、運用しております。また、本方針については、継続的に見直しを図り、より適切な内部統制システムの構築に努めております。主な運用状況の概要については、以下のとおりであります。

1. コーポレート・ガバナンス

当社は、業務執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、2021年6月25日より監査等委員会設置会社へ移行しました。取締役会は、独立社外取締役3名を含めた取締役9名を構成員とし、2021年度に13回開催いたしました。その中で、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な案件を審議・決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性の向上のための監督を行いました。また、取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、2021年度における取締役会の実効性について、分析・評価を行い、取締役会は、経営上重要な意思決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることが確認できました。

2. コンプライアンス及びリスク管理

「RCM委員会」を2021年度に4回開催し、情報管理、災害対策、環境法令遵守等に関する報告及び施策立案・推進を行いました。

3. 子会社の業務の適正性確保

子会社の意思決定に対しては、「決裁・権限規程」の子会社に関する事項に準じて、重要事項について執行常務会で審議するとともに、各子会社の担当役員より必要に応じて報告を受け、状況の確認を行いました。

4. 監査体制

監査等委員会は、社外取締役3名を含む5名の監査等委員で構成しており、2021年6月の設立以降2021年度に10回開催いたしました。その中で、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行しました。また、重要な経営会議への出席や重要な書類の閲覧な

どを通じて監査の質の向上を図るとともに、代表取締役 社長執行役員との間で定期的な意見交換を行いました。

また、内部監査機能の充実を図るため、監査等委員会直轄の内部監査部門を設けており、業務全般にわたる内部監査を実施し、その結果及び業務の改善等について、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に報告と説明を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産		102,286	流動負債		74,280
現金及び預金		22,881	支払手形及び買掛金		20,672
受取手形		1,161	電子記録債権		6,978
電子記録債権		9,077	短期借入金		5,983
売掛金		28,655	1年内償還予定の社債		8,000
契約資産		1,423	1年内返済予定の長期借入金		2,860
商品及び製品		20,212	リース債権		110
仕掛品		3,072	未払金		19,434
原材料及び貯蔵品		11,203	未払法人税等		1,325
その他		4,729	未払消費税等		116
貸倒引当金		△132	賞与引当金		2,723
固定資産		81,077	製品保証引当金		282
有形固定資産		49,451	訴訟損失引当金		27
建物及び構築物		11,970	その他		5,764
機械装置及び運搬具		19,166	固定負債		18,547
土地		14,310	社債		5,000
建設仮勘定		1,292	長期借入金		6,360
その他		2,712	リース債権		184
無形固定資産		14,972	繰延税金負債		1,627
のれん		12,415	製品保証引当金		691
ソフトウェア		1,165	退職給付に係る負債		3,573
その他		1,391	訴訟損失引当金		358
投資その他の資産		16,654	負のれん		13
投資有価証券		11,719	その他		738
退職給付に係る資産		2,529	負債合計		92,828
繰延税金資産		1,033	純資産の部		
その他		1,414	株主資本		66,395
貸倒引当金		△42	資本		15,300
繰延資産		27	資本剰余金		13,958
社債発行費		27	利益剰余金		38,501
資産合計		183,391	自己株式		△1,364
			その他の包括利益累計額		10,091
			その他有価証券評価差額金		3,924
			繰延ヘッジ損益		459
			為替換算調整勘定		4,380
			退職給付に係る調整累計額		1,327
			非支配株主持分		14,075
			純資産合計		90,563
			負債純資産合計		183,391

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	金額
売上高		223,377
売上原価		160,210
売上総利益		63,167
販売費及び一般管理費		45,805
営業利益		17,361
営業外収益		
受取利息	62	
受取配当金	348	
受取貸付金	99	
助成金収入	31	
生命保険配当金	41	
負ののれん償却額	2	
持分法による投資利益	46	
為替差益	46	
雑収入	512	
雑収入	470	1,661
営業外費用		
支払利息	203	
雑損	8	
雑損	86	298
経常利益		18,725
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	1,190	1,203
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	110	
減損損失	1,232	
訴訟損失引当金繰入	177	
災害による損失	133	
その他	9	1,664
税金等調整前当期純利益		18,264
法人税、住民税及び事業税	6,079	
法人税等調整額	△891	5,188
当期純利益		13,076
非支配株主に帰属する当期純利益		5,203
親会社株主に帰属する当期純利益		7,872

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,300	13,948	33,009	△1,381	60,877
会計方針の変更による 累積的影響額			△167		△167
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,300	13,948	32,842	△1,381	60,710
当期変動額					
剰余金の配当			△2,214		△2,214
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,872		7,872
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		9		17	27
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	9	5,658	17	5,685
当期末残高	15,300	13,958	38,501	△1,364	66,395

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,086	265	793	1,019	7,165	8,728	76,771
会計方針の変更による 累積的影響額							△167
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,086	265	793	1,019	7,165	8,728	76,604
当期変動額							
剰余金の配当							△2,214
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,872
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							27
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,162	193	3,587	307	2,925	5,347	8,273
当期変動額合計	△1,162	193	3,587	307	2,925	5,347	13,958
当期末残高	3,924	459	4,380	1,327	10,091	14,075	90,563

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 25社

主要な連結子会社の名称

「事業報告」の「1 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

ダイケンホーム&サービス株式会社については解散決議を行い、清算手続き中であります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称

(株)岡山臨港

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

市場価格のない株式等…………… 主として移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
(リース資産を除く)
- ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金…………… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。
- ④ 訴訟損失引当金…………… 訴訟案件の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

- ① 商品及び製品の販売
国内の顧客への商品及び製品の販売については、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までが短期間であるため、出荷時点において収益を認識しております。また、国外の顧客への商品及び製品の販売については、輸出の取引条件によりリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。
- ② 工事契約
履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる工事については、一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識し、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、投入原価に基づくインプット法によっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却をしております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還までの期間にわたり定額法により償却を行っております。

② ヘッジ会計の方法

- a. ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
- c. ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- d. ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、子会社の決算日又は仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用については期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司及び大建阿美呢体（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。また、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIAの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

① 有償支給取引に係る収益認識

従来、有償支給取引の処理方法については、対価と交換に原材料等の支給品を外部に譲渡した時に当該支給品の消滅を認識し、当該支給品の譲渡に係る収益を認識する方法によっておりましたが、当社が当該支給品を買い戻す義務を負っている場合は、当該支給品の譲渡に係る収益を認識せず、当該支給品の消滅も認識しない方法に、当社が当該支給品を買い戻す義務を負っていない場合は、当該支給品の消滅を認識し、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しない方法に変更しております。

② 工事契約に係る収益認識

従来、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる工事については、一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識し、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、投入原価に基づくインプット法によっております。

③ 変動対価に係る収益認識

従来、売上割引については営業外費用に計上しておりましたが、変動対価として売上高を減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は211百万円、売上原価は270百万円それぞれ増加し、営業利益は59百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ70百万円増加しております。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高は167百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っておりません。

表示方法の変更にに関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めていた「排出権収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「排出権収入」は156百万円であります。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. のれんの減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	12,415

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、子会社の取得時に生じたのれんについて、事業計画の達成状況等をもとに減損の兆候を識別しております。減損の兆候があるグルーピング単位について、入手可能な情報に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該グルーピング単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がり、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であるため、会計上の見積りを行う上で、将来の利益やキャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難ではありますが、当社グループにおける事業は、2023年3月期までに新型コロナウイルス感染症拡大前の業績まで段階的に回復するという一定の仮定のもと、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを行っております。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	49,451
無形固定資産	14,972

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金	2,876百万円
商品及び製品	191
原材料及び貯蔵品	2,207
建物及び構築物	27
土地	198

計 5,502

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	17百万円
長期借入金	44

計 61

(3) 宅地建物取引業に伴う供託

その他（投資その他の資産）	20百万円
---------------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 107,942百万円

3. 偶発債務

債権流動化に伴う買戻し義務	192百万円
---------------	--------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 27,080,043株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,041	40円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	1,172	45円00銭	2021年9月30日	2021年12月8日
計		2,214			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
 - ① 配当金の総額 1,433百万円
 - ② 1株当たり配当額 55円00銭
 - ③ 基準日 2022年3月31日
 - ④ 効力発生日 2022年6月27日
 なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、電力料の変動リスクに対するヘッジを目的としたエネルギーデリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計方針に関する事項 (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ②ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理のガイドラインに従い、営業債権について、各事業部門及び与信管理担当部門が取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理のガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、一部の連結子会社は当社の管理規程に従い、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び一部を除く連結子会社は、資金調達の合理化を目的としてCMSを導入しており、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、一部の連結子会社は自社で資金調達を行っており、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 投資有価証券(※2)	10,430	10,430	－
資産計	10,430	10,430	－
(1) 社債	13,000	12,947	△52
(2) 長期借入金	9,220	9,167	△53
負債計	22,220	22,114	△106
デリバティブ取引 (※3)	711	711	－

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,288

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,430	—	—	10,430
デリバティブ取引				
通貨関連	—	670	—	670
電力関連	—	80	—	80
資産計	10,430	750	—	11,180
デリバティブ取引				
通貨関連	—	38	—	38
負債計	—	38	—	38

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	12,947	—	12,947
長期借入金	—	9,167	—	9,167
負債計	—	22,114	—	22,114

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び電力先物取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、福島県その他の地域において、賃貸用不動産（土地、建物及び構築物等含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,484	4,115

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 時価は、主として固定資産税評価額から算定した公示価格相当額及び自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	素材事業	建材事業	エンジニアリング事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	100,177	91,907	7,495	199,580	10,915	210,495
一定の期間にわたり移転される財	—	—	12,743	12,743	—	12,743
顧客との契約から生じる収益	100,177	91,907	20,238	212,323	10,915	223,238
その他の収益	—	—	25	25	113	139
外部顧客への売上高	100,177	91,907	20,264	212,349	11,028	223,377

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合板等の商品の仕入販売等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3.会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,935円31銭
1株当たり当期純利益	302円18銭

その他の注記

(記載金額に関する注記)

連結計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	67,120
現金及び預金	10,195
受取手形	940
電子記録債権	8,503
売掛金	22,518
商品及び製品	12,484
仕掛品	1,143
原材料及び貯蔵品	2,396
前払費用	580
関係会社短期貸付金	5,069
その他の貸倒引当金	3,630
	△343
固定資産	73,833
有形固定資産	
25,759	
建物	5,414
構築物	982
機械及び装置	6,710
車両運搬具	36
工具、器具及び備品	614
土地	11,542
建設仮勘定	454
その他の	4
無形固定資産	
1,915	
ソフトウェア	1,035
その他の	879
投資その他の資産	
46,158	
投資有価証券	10,593
関係会社株式	31,606
関係会社出資金	353
関係会社長期貸付金	874
繰延税金資産	1,078
その他の	1,689
貸倒引当金	△38
繰延資産	27
社債発行費	27
資産合計	140,981

科目	金額
負債の部	
流動負債	70,032
支払手形	2
電子記録債権	4,691
買掛金	20,692
短期借入金	5,400
1年内償還予定の社債	8,000
1年内返済予定の長期借入金	2,830
未払入金	17,008
未払法人税等	746
前払受入金	467
関係会社短期貸付金	4,803
賞与引当金	1,972
製品保証引当金	277
訴訟損失引当金	27
その他の	3,112
固定負債	
12,655	
社債	5,000
長期借入金	3,270
製品保証引当金	481
退職給付引当金	2,970
訴訟損失引当金	358
その他の	573
負債合計	82,687
純資産の部	
株主資本	54,324
資本金	15,300
資本剰余金	14,005
資本準備金	13,967
その他の資本剰余金	37
利益剰余金	26,383
利益準備金	2,709
その他の利益剰余金	23,674
配当引当金	485
別途積立金	5,000
繰越利益剰余金	18,189
自己株式	△1,364
評価・換算差額等	3,969
その他有価証券評価差額金	3,923
繰延ヘッジ損益	46
純資産合計	58,293
負債純資産合計	140,981

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		148,782
売上原価		113,081
売上総利益		35,700
販売費及び一般管理費		33,087
営業利益		2,613
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,623	
雑収入	830	2,454
営業外費用		
支払利息	115	
雑支出	158	273
経常利益		4,793
特別利益		
固定資産売却益	10	
その他	1,190	1,200
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	85	
減損損失	994	
その他	573	1,656
税引前当期純利益		4,337
法人税、住民税及び事業税	1,571	
法人税等調整額	△610	960
当期純利益		3,377

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	15,300	13,967	27	13,995	2,709	485	5,000	17,150	25,345
会計方針の変更による累積的影響額								△124	△124
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,300	13,967	27	13,995	2,709	485	5,000	17,026	25,220
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△2,214	△2,214
当 期 純 利 益								3,377	3,377
自己株式の取得									
自己株式の処分			9	9					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	9	9	-	-	-	1,162	1,162
当 期 末 残 高	15,300	13,967	37	14,005	2,709	485	5,000	18,189	26,383

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,381	53,259	5,085	17	5,102	58,362
会計方針の変更による累積的影響額		△124				△124
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,381	53,134	5,085	17	5,102	58,237
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△2,214				△2,214
当 期 純 利 益		3,377				3,377
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	17	27				27
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,162	28	△1,133	△1,133
当期変動額合計	17	1,189	△1,162	28	△1,133	56
当 期 末 残 高	△1,364	54,324	3,923	46	3,969	58,293

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
 - 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
 - デリバティブ…………… 時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 棚卸資産…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
 - (2) 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 製品保証引当金…………… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
 - (5) 訴訟損失引当金…………… 訴訟案件の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

国内の顧客への商品及び製品の販売については、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までが短期間であるため、出荷時点において収益を認識しております。また、国外の顧客への商品及び製品の販売については、輸出の取引条件によりリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還までの期間にわたり定額法により償却を行っております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
- ③ ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

① 有償支給取引に係る収益認識

従来、有償支給取引の処理方法については、対価と交換に原材料等の支給品を外部に譲渡した時に当該支給品の消滅を認識し、当該支給品の譲渡に係る収益を認識する方法によっておりましたが、当社が当該支給品を買い戻す義務を負っている場合は、当該支給品の譲渡に係る収益を認識せず、当該支給品の消滅も認識しない方法に、当社が当該支給品を買い戻す義務を負っていない場合は、当該支給品の消滅を認識し、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しない方法に変更しております。

② 変動対価に係る収益認識

従来、売上割引については営業外費用に計上しておりましたが、変動対価として売上高を減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は7,783百万円減少し、売上原価は7,650百万円減少、営業利益は132百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4百万円減少しております。また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高は124百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	31,606

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行います。実質価額の著しい低下の判断及び回復可能性の判断は、対象となる関係会社の財政状態、事業計画の達成状況、入手可能な情報に基づく将来キャッシュ・フローの見積り等をもとに行っておりますが、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がり、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であるため、会計上の見積りを行う上で、将来の利益やキャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難ではありますが、当社における事業は、2023年3月期までに新型コロナウイルス感染症拡大前の業績まで段階的に回復するという一定の仮定のもと、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを行っております。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	25,759
無形固定資産	1,915

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 重要な会計上の見積りに関する注記 2. 固定資産の減損」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	
宅地建物取引業に伴う供託	
その他（投資その他の資産）	20百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	50,188百万円
3. 保証債務	
下記会社の銀行借入金に対し、次のとおり保証を行っております。	
大建工業（寧波）有限公司	583百万円
PACIFIC WOODTECH CORPORATION	1,551
計	2,135
4. 偶発債務	
債権流動化に伴う買戻し義務	192百万円
関係会社の一括支払信託債務に対する併存的債務引受	
(株)ダイフィット	11百万円
(株)ダイウッド	118
セトウチ化工(株)	46
富山住機(株)	36
(株)テーオーフローリング	24
(株)ダイタック	320
会津大建加工(株)	21
ダイケンエンジニアリング(株)	1
計	580
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,718百万円
短期金銭債務	15,478

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	36,782百万円
営業取引以外の取引による取引高	340

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,022,456株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

固定資産の減損	403百万円
投資有価証券評価損	605
賞与引当金	603
製品保証引当金	232
退職給付引当金	2,442
その他	1,369
繰延税金資産小計	5,656
評価性引当額	△1,241
繰延税金資産合計	4,415

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,728
退職給付信託設定益	△1,074
その他	△533
繰延税金負債合計	△3,336
繰延税金資産の純額	1,078

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備の一部、営業用自動車、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	伊藤忠商事(株)	被所有 直接36.4%	商品の購入	商品の購入 (注)	12,832	買掛金	6,235

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	(株)ダイフィット	所有 直接 100.0%	商品の購入 役員の兼任	商品の購入 (注1)	2,183	買掛金	1,418
子会社	セトウチ化工(株)	所有 直接 100.0%	商品の購入 役員の兼任	商品の購入 (注1)	1,944	買掛金	1,558
子会社	PACIFIC WOODTECH CORPORATION	所有 直接 51.0%	債務保証	債務保証 保証料の受取 (注2)	1,551 24	その他 (流動資産)	12
子会社	ダイケンエンジニア リング(株)	所有 直接 100.0%	商品の販売 資金の預り 役員の兼任	利息の支払 (注3) 資金の預り	22 604	預り金	1,901
子会社	(株)パックシステム	所有 直接 100.0%	商品の販売 資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注3) 資金の貸付	33 1,291	関係会社短期貸付金	3,751

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社の製造原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

(注2) 一般の金融機関の保証料率を参考に決定しております。

(注3) 当社の調達金利及び市場金利を勘案して決定しております。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠建材(株)	—	商品の購入 商品の販売 役員の兼任	商品の販売 (注)	13,585	売掛金 電子記録債権	1,654 1,453

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,237円12銭
1株当たり当期純利益	129円62銭

その他の注記

(記載金額に関する注記)

計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社
取締役会 御中

2022年5月17日

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大建工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大建工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社
取締役会 御中

2022年5月17日

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大建工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

大建工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 相原 隆 ㊞

監査等委員 照林尚志 ㊞

監査等委員 石崎信吾 ㊞

監査等委員 浅見裕子 ㊞

監査等委員 向原 潔 ㊞

- (注) 1. 監査等委員 石崎 信吾、浅見 裕子 及び 向原 潔 は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2022年4月1日から移行日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

